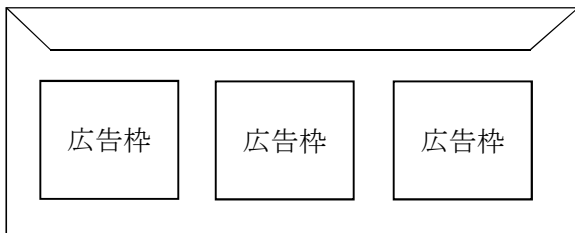


諏訪市納税通知書発送用封筒広告募集要項

1 募集広告媒体について

名称	令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書発送用封筒 令和8年度 軽自動車税（種別割）納税通知書発送用封筒 令和8年度 市民税・県民税納税通知書発送用封筒 令和8年度 国民健康保険税納税通知書発送用封筒
規格	窓あき・なし封筒
	サイズ 縦 120mm×横 234mm
	1色刷り（濃紫）
発行予定通数	固定資産税 23,000 通 軽自動車税（種別割） 1,000 通 市・県民税 12,000 通 国民健康保険税 8,000 通 合計 44,000 通 ※予定通数は、課税対象者数により下回ることがあります。
発行月	固定資産税 令和8年4月 軽自動車税（種別割） 令和8年5月 市・県民税 令和8年6月 国民健康保険税 令和8年6月～ ※上記発行月以降も在庫を有する限り、年度内において使用することがあります。
発送エリア	諏訪市一円及び一部市外

2 掲載広告について

規格	掲載場所 窓あき・なし封筒裏面 市長が指定する場所とする
	枠数 3 枠
	サイズ 縦 65mm×横 65mm
	1色刷り（封筒表面と同色）
	封筒裏面イメージ 
広告掲載に関する条件	「諏訪市広告掲載取扱要綱」及び「諏訪市納税通知書発送用封筒広告掲載取扱要領」を遵守してください。
広告掲載料	35,000 円（1 枠、消費税込み）
その他	・ 広告作成費用は広告主の負担となります。 ・ 広告掲載料は各税目の予定通数の合計に対する金額となります。 ・ 広告掲載枠の上又は横に「広告」と表示します。 ・ 広告掲載枠の下に次の文章を表示します。 「この広告は諏訪市の行財政改革の一環として掲載しており、広告に関

	する一切の責任は広告主に帰属します。諏訪市が広告内容等について推奨するものではありません。広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。」 ・封筒は年間を通じて使用することから、時期的な内容の広告は掲載することができません。また、年度途中で変更することもできません。
--	--

3 申し込み方法について

必要書類	①「諏訪市納税通知書発送用封筒広告掲載申込書」（様式第1号） ②広告の原稿を白紙に印刷したもの ③事業者の事業の概要が分かる書類
申込期間	令和7年10月31日（金）から令和7年12月3日（水）まで （17時必着） ※郵送の場合は、令和7年12月3日（水）の消印のあるものまで有効
提出先(送付先)	諏訪市役所 税務課 市民税係（1階9番窓口）

4 広告掲載の決定について

決定方法	・諏訪市広告掲載取扱要綱、諏訪市納税通知書発送用封筒広告掲載取扱要領に適合しているか審査し、広告の掲載を決定します。 ・広告の枠数を超えて申込みがあったときは、諏訪市広告掲載取扱要綱の規定により決定しますが、これに抛りがたい場合は抽選とします。
決定等の通知	・正式に広告掲載が決定した広告主には、「諏訪市納税通知書発送用封筒広告掲載決定通知書」（様式第2号）により通知します。 ・それ以外の方には、「諏訪市納税通知書発送用封筒広告不掲載決定通知書」（様式第3号）により通知します。
広告の入稿について	広告掲載が決定した広告主は、修正を加える必要のない完全データで入稿してください。広告原稿は「諏訪市納税通知書発送用封筒広告掲載決定通知書」（様式第2号）が届いてから10日以内に提出してください。
広告掲載料の納付	広告掲載が決定した広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括納付していただきます。
留意事項	広告封筒作成後、諏訪市広告掲載取扱要綱第3条若しくは第4条又は諏訪市納税通知書発送用封筒広告掲載取扱要領第10条に該当する事態が生じた場合、広告掲載を取り消すことがあります。取り消された場合全て、既に納付済みの広告掲載料は返還いたしません。また、当該申込者は、封筒を再製作するための費用を負担するものとします。

5 お問い合わせ

諏訪市総務部税務課市民税係 〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目22番30号 諏訪市役所1階9番窓口 電話：0266-52-4141（代表）内線142 E-Mail：zeimu@city.suwa.lg.jp
